

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 多野産業株式会社  
業者の住所 : (法人番号4070001012471)  
群馬県藤岡市藤岡1858-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年9月8日 から 令和7年12月7日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の代表取締役は、群馬県藤岡市が発注した市立平井小学校体育館の大規模改修工事の一般競争入札で、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内